

# 令和元年度第5回清掃審議会

## 会議録

令和元年8月22日（木）午後2時開会

会場 新潟市役所本館6階 講堂

# 令和元年度 第5回清掃審議会会議録

日時 令和元年8月22日(木)

午後2時から

会場 新潟市役所本館6階 講堂

- 出席委員 山賀会長、中澤副会長、西條委員、住吉委員、阿部委員、井下田委員、石本委員、小林委員、
- 欠席委員 関谷委員、西海委員、石井委員、鈴木委員、鶴巻委員、星島委員
- 事務局 長浜環境部長、鈴木循環社会推進課長、塚本廃棄物対策課長 ほか

## 1. 開会

- 松本循環社会推進課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

## 2. 議題

### ■議題（1）ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（審議）

#### 令和元年度ごみ処理手数料の見直しについて 事務局説明

- 山賀会長：一般廃棄物処理基本計画改定の審議につきましては、内容が非常に多岐にわたり、複雑でボリュームも多いから、前はなかなか理解が進まなかったところもありました。本日は事務局から細かくご説明していただきながら、審議を進めます。内容が多いので、午後4時までの時間でできるところまで進め、残りは次回の審議という形にさせていただきます。

それでは、議事を進行させていただきます。議題1 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

- 鈴木循環社会推進課長：資料1をご覧ください。

前回の会議で出た委員の皆さまからのご意見を踏まえ、前回の補足を含め、今回審議いただく内容も改めて整理し、資料に沿って説明させていただきます。1 見直しを審議する「ごみ処理手数料」についてです。今回、見直しについて審議する「ごみを施設へ直接搬入した際のごみ処理手数料」は点線赤枠の部分となります。この搬入手数料とは別に、現在手数料収入の用途（市民還元事業）も審議していますが、有料指定袋による家庭ごみの処理手数料の部分については、図の左下、黄色の部分ということで、図を入れて説明させていただきました。

次に、2 処理手数料の経緯をご覧ください。これまでの手数料の改定の経緯について、前回の会議にて口頭で補足した部分を含め説明します。平成18年度政令指定都市移行後のごみ減量施策のあり方の検討において、合併市町村ごとに異なっていた各処理施設への搬入手数料についても統一することにしました。清掃審議会の答申に基づき、手数料の額については、合併市町村の手数料水準を踏まえ、新潟広域地区の焼却及び埋立処理原価相当額とすること。家庭系ごみの搬入手数料は事業系の半額程度とし、手数料は基本として3年ごとに平成21年度決算をベースとして見直しを行うことにしました。

その後の平成22年度の見直しでは、新潟広域地区に加え、合併地区も加えた直近のごみ処理

原価を踏まえ清掃審議会の手数料の額を据え置きとする諮問を行い、これを妥当とする答申を受けました。

平成 25 年度、平成 28 年度の見直しでは、平成 25 年度は処理原価 129.3 円/10kg、平成 28 年度は 130.7 円/10kg であり現行手数料と大きく変わらないことから、事業系・家庭系とも料金は据え置きとする諮問を行い、これを認める答申を受けました。

次に、3 ごみ処理原価の考え方と直近のごみ処理原価です。(1) 料金設定の算式は、分子のごみ処理経費は人件費、物件費、償還利子、減価償却に加え売電収入等の控除があります。分母のごみ量は、焼却については処理能力、埋立については実処理量を採用します。

(2) 直近のごみ処理原価は、平成 30 年度で 132.6 円/10kg となっております。

最後に、4 答申案に向けた論点整理(案)としまして、事務局から提示させていただきます。今回の直近の処理原価は、現行料金を 2.6 円上回りましたが、前回会議における委員の意見を踏まえて、審議にあたり下記の 2 点を考慮する必要があるということで提示させていただきます。一つ目は、毎年度で処理原価に変動幅があることです。毎年度で単価が上下に変動する主な要因は、年度によって施設の設備の大きな修繕があったことや、施設の統廃合によって、処理能力の変更があったかどうかです。二つ目は、過去の経緯として当該手数料の金額は 1 円単位ではなく、10 円単位としてきました。市としては、これを踏まえ、現行料金は直近の処理原価と比べ大きく変わらないことから、現行料金の据え置きが望ましいと考えており、審議会においてその妥当性につきましてこの場で確認をお願いするものです。

今後の課題につきまして、前回の会議では、事業系ごみ処理手数料の水準が食品などのリサイクル事業者の処理料金と比較して低いため、事業系の食品残渣などは市の焼却施設に搬入され、リサイクルに回らないことが要因の一つとして考えられると説明させていただきました。全国的な流れとしましても、今年の 7 月公表された国の食品リサイクル法に基づく基本方針でも、食品循環資源の再生量の環境整備としまして、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの働きかけを促進するため、市町村の事業系一般廃棄物の処理手数料について、有料化や料金の見直しの推進等を掲げております。このような内容のことから課題として挙げさせていただきたいと思えます。

## ■議題(1) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議)

### 令和元年度ごみ処理手数料の見直しについて 質疑・応答

- 山賀会長：事務局から 3(2)平成 22 年度見直しにあるような直近の処理原価に基づいた場合、現行料金 130 円/10kg の据え置きにすることが妥当であることを確認したいというご説明でした。この審議会としまして、現行料金の据え置きが妥当であるということにしてもよろしいですか。
- 西條委員：前回実績から四捨五入してきたお話を聞いていましたので、直近が 132 円/10kg であれば 130 円/10kg とは思うのですが、130 円/10kg のままでいいのでしょうか。特に国の方針で市町村の事業系一般廃棄物の処理として見直しの推進を掲げているのであれば、140 円/10kg にするタイミングなのかもしれないと思うので、それは一つご提案をしていきたいと思えます。皆さまにご審議いただいて、やはり 130 円/10kg であれば、それはそれでよろしいかと思えます。
- 鈴木循環社会推進課長：四捨五入という形で繰り上げ、切り捨てしていることではないということ、皆さまご承知いただきたいと思えます。基本的に先ほど申し上げましたとおり、10 円単位

での改定がベースであり、5 円単位など細かく区切った改定はしないことをご理解ください。西條委員のご意見につきましては、皆さまのほうにご意見をいただきたいと思ひます。

- 石本委員：ごみ処理原価の計算の方法としてはよく分かりました。しかし、全体的な理念の中で「2Rでリデュースを優先していく」という考え方を示されていたと思うので、例えばごみを減らすという観点からすると、処理手数料を上げることによって、ごみを減量するための負担を掛けていくという手段を取れると思ひます。そのような視点というのは、この中では反映されないのですか。
- 鈴木循環社会推進課長：委員のおっしゃることも理解できます。料金が上がることによって、ごみの減量や、ごみ抑制のインセンティブになるということとはよく聞かれるところですが、市としましても、この料金を上げるのは市民影響もあるということで、今後直接搬入する方に対して、どういった理由で直接搬入ごみとして出しているかといったアンケートを行い、実態を掴みたいと思っております。そのようなことを踏まえることが現時点での回答になると思ひます。
- 石本委員：直接搬入についてですが、委託の場合でも 130 円/10kg という料金が記載されていますが、今のお話だとそこは見直しの対象ではないということですか。130 円/10kg というのは、あくまで自己搬入のもので、収集運搬の委託は入らないのですか。
- 鈴木循環社会推進課長：はい。これは個人の方がごみ焼却施設に持っていったときに、重さによって事業系の場合は 130 円/10kg、家庭系の場合市民の方は半額程度ということで 60 円/10kg と設定しております。
- 石本委員：この収集運搬というのは、また別で算定している式があるということですか。
- 鈴木循環社会推進課長：事業系の収集運搬をする許可業者がいて、その委託の部分です。
- 石本委員：ただ、基本的には搬入したら全部 130 円/10kg 一律で、それを委託するか直接搬入するかというだけの違いですか。
- 鈴木循環社会推進課長：そのとおりです。
- 住吉委員：140 円/10kg に近くなったら、話し合うチャンスということになるのでしょうか。いつか上げるタイミングなのかというところで、何か目安みたいなものをお考えでしょうか。
- 長浜環境部長：資料 1 2 処理手数料の経緯をもう一度確認させていただきますと、統一的な料金にするといった平成 18 年度政令市移行後のごみ減量施策のあり方の検討の中で当時の審議会から、搬入手数料は「新潟広域の焼却埋立処理原価相当額で設定する」という答申を頂いております。今までは、この答申に基づき原価を算出し、その結果を、4 答申案に向けた論点整理(案)の「毎年度処理原価に変動幅がある」というところに記載しています。さらに同じ時期の答申の中で、3 年ごとに見直すのが適切であるという答申を頂いたということで、3 年ごとの見直しにあたる年が来年度になるため、今回諮問をさせていただきます。今回、直近のごみ処理原価は平成 30 年度で 132.6 円/10kg、その前で 131.7 円/10kg でした。これを踏まえると、140 円/10kg に上げるとするのは、上げるには 10 円単位ということがあるのでなかなか説明ができないと思ひます。もう少し処理原価相当額が 140 円/10kg に近い額が出てきた段階では 140 円/10kg ということで諮問をさせていただくことになるのではないかとと思ひます。ただ、現在のような考え方ではなく、新たな考え方で料金を設定すべきだと答申いただくということであれば、その答申を市としては尊重した形で考えたいと思ひます。財政が厳しいから 140 円/10kg がいいのではないかとということだと、なかなか市としても住民の方への説明が難しいと思ひます。

- 山賀会長：この 130 円/10kg の目安になっている処理原価は、ごみの量と処理経費によって算出しており、排出せれるごみの量で変動します。これからごみの量は減り、その経費にもよりますので、すぐには 140 円/10kg ということにはならないという気がしております。私としては 130 円/10kg が妥当と思っております。これで妥当であるということであれば、答申案に反映させたいと思います。
- 石本委員：本日 6 名も欠席されており、一応定数としては満たしているのかもしれませんが、これで通してしまっているのかなということを若干疑問に思います。本日欠席の 6 名の方からご意見を頂いていますか。
- 鈴木循環社会推進課長：事前には頂いておりませんが、本日皆さまから頂いた意見は欠席の方にもお伝えしたうえで、ご意見をいただきたいと思っています。
- 山賀会長：本日の会議の中では 130 円/10kg で妥当だということの結論でよろしいでしょうか。
- 西條委員：それが総意であればいいと思います。
- 阿部委員：資料 1 の 4 で説明がありましたが、毎年度の処理原価に変動幅があるということで、過去を見ても 130 円/10kg を超えているということが一つあると思います。そのような中で、今回 130 円/10kg という、いわゆる歴史的な経過がある中でというお話しなので、今回は 130 円/10kg の事務局提案でよろしいかとは思いますが、しかし、先ほど部長がおっしゃったように、次からはまず入口を見直していくという条件の中で 130 円/10kg でいいのかなと思っております。
- 井下田委員：世の中の景気が、私たちの間ではいい実感がないときに、このように値上げされるのは大変抵抗があるのではないかと思います。市民の皆さまに値上げをする説明がつかないということもあり、今は上げるべきではないのかなとは思いますが。
- 小林委員：現段階ではこれでいいと思います。
- 中澤副会長：処理原価に変動があるということなので、一旦上げてしまうと、将来的に下げることができるのかどうかということも問題ですので、私は据え置きでいいかと思っています。ただ、3 年ごとの見直しで平成 25 年度は 138.6 円/10kg と上がっています。このときは見直しはなかったのでしょうか。私は今の現状のままでよいと思いますが、そこをお聞きしたいと思います。
- 長浜環境部長：平成 25 年度の見直しの際には、処理原価の実績としてでていたのが、平成 24 年度の数字だったので、もしこれが 1 年ずれていると変わっていたかもしれません。
- 山賀会長：阿部委員や部長がおっしゃったように、そもそもの考え方があつての金額設定になっておりますので、今回はそこにに基づき、130 円/10kg は据え置きとしますが、今後は考え方自体を変えていかなければならないという可能性も出てくるかと思っています。今後の審議会ではこのことも含めお考えいただき、議論していくことにしたいと思っております。では 130 円/10kg で妥当ということで、答申案に反映させたいと思います。

## ■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 次期「新潟市一般廃棄物処理基本計画」の基本的事項 事務局説明

- 山賀会長：議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：これから計画の審議に入りますが、前回も少し論点が分かりづらいとのご指摘がありましたので、計画改定の流れにつきまして、説明させていただきます。初めに計画

の位置づけについてです。この計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき規定する法定計画です。関係法令や各種制度、市の上位計画と整合性をはかりながら策定してまいります。また、廃棄物行政における長期的、総合的な指針として位置づけられるものです。本市の現計画は平成24年2月に策定しまして、計画期間は8年間のため、今年度をもって終了となります。これまで本市は現計画に定められた各種事業を実施してまいりました。その一つの例示としてご説明させていただきます。現計画の基本方針1家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働のうち基本政策3「3R・生ごみ減量の推進」の中で、個別施策としてマイバッグ運動などリデュースの推進があります。この中では、3Rのうち最も優先順位の高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対しさまざまな方法により働きかけを行っています。具体的な推進策として、マイボトルやマイ箸の利用について市民への普及推進とあります。この方針を踏まえまして、本市では平成24年度よりマイボトルキャンペーンを実施することで、マイボトルの普及を推進してまいりました。このように基本計画には事業を実施するにあたっての方向性が示されております。

次期計画の策定に向け、これまでの審議内容についてまとめました。

環境省が策定している、ごみ処理基本計画策定指針に基本計画に定めるべき事項等が記載されております。これまで審議会でこれらの要件について、すでに審議済み、もしくは審議中のものがあり、次期基本計画の策定に向けご審議いただいております。

これまでの審議会では、計画全体の構造や基本的事項についてご意見を頂きましたが、前回からは施策の部分についてご審議いただいております。施策には、各事業を実施するにあたっての方向性が示されております。この方向性に従い、計画開始年度である令和2年度以降、各種事業を実施していくこととなります。次期計画は、今後10年間の本市の廃棄物行政の指針を定めるものですから、施策の長期的な方向性として、考え方に誤りがないか、不足はないか、表現に違和感がないかをまた皆さまからご意見いただきたいと思っております。

最後になりますが、ご審議いただいた内容がどのように答申や計画書に反映されていくのかを説明させていただきます。具体的な答申のイメージとしましては、平成23年度の計画改定の際、審議会より頂いた答申書の写しを本日、机上に配付しております。例としまして、施策6.安定かつ効率的な収集・処理体制をお示ししています。スライドの左には、前回の審議会資料としてお示ししました施策シートの内容が、最終的に答申書として載る予定です。

施策シートには、現状・課題と今後の方向性について、事務局案を提示しております。こちらに委員の皆さまからご意見をいただいた内容を盛り込んでいくような形になります。最終的に現状・課題、今後の方向性につきまして、その内容を答申書に反映させていただくような流れとなります。答申の中には、現状の課題と今後の方向性が示されておりますが、そちらが審議内容とリンクするという事です。そして、答申をもとに基本計画の素案を作成しますが、素案の内容は、この答申を踏まえたものとなります。また、先ほどから繰り返しお伝えしておりますとおり、答申には審議の内容が反映されておりますので、計画素案に盛り込まれる課題や方向性は、当然、現在審議いただいている内容とリンクしていることとなります。以上、審議にあたっての論点の整理として、改めましてこのような形でご説明させていただきました。本日と次回の審議会におきましても、前回から引き続き、施策についてご審議いただく予定です。委員の皆さまには、施策シートに事務局案として記載している今後の方向性について、改めて考え方に誤りがないか、不足はないか、また表現に違和感はないかという点を中心にご意見をいただきたいと思っております。

- 山賀会長：事務局から施策の審議につきまして、この計画の構成や、こういった形で答申に表れるかということをご説明いただきました。今後の方向性について、事務局案の是非や不足、表現についてこれからご意見いただきたいということでしたが、今の説明につきましてご質問やご意見等はありませんか。

<意見・質問等なし>

## ■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 施策６ 安定かつ効率的な収集体制 事務局説明

- 山賀会長：施策６．安定かつ効率的な収集体制について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物対策課長：６－１ 効率的な収集・運搬体制ということで、**資料３**に基づいて、ご説明させていただきます。

これからの答申案の作成にあたり、現状・課題、今後の方向性という記載にした場合、前回の書き方では、皆さまの意見を参考に出させていただきましたと言いながら、少し全体の部分について記載が足りない部分がありましたので改めて修正しご提案させていただきます。

その前に、**資料２**が配付されていますが、関谷委員からこの施策については、施策の視点として環境という視点も必要だということをご提案いただきました。改めて施策６のところにその意見を反映させていただいたということで、ご覧いただきたいと思います。

**資料３**の修正部分について、改めてご説明させていただきます。これまでのご意見を集約させていただいた部分を中心に記載しております。まず、現状としてごみの収集運搬体制 10 種 13 別は、新ごみ減量制度から 10 年を経過し、市民への浸透・理解が進んでいます。燃やすごみについては、収集したときの重量の比ですが、95 パーセント分が委託業者から収集いただき、5 パーセント分を本市の清掃事務所が収集しているという現状を新たに追記しました。燃やすごみの収集回数については、政令市で唯一、燃やすごみ収集を週 3 回という形を取っています。また組成調査から、燃やすごみの中には生ごみ、紙類、プラスチック類が約 8 割を占めていることから、資源化可能なものが燃やすごみとして排出されていると考えられるということを実況として入れました。参考までに、他都市においては燃やすごみの収集回数を減らすことにより、ごみの減量につながったという事例があるということも現状として述べております。

これらの現状を踏まえた課題としましては、ごみの収集運搬は、集合住宅の増加や高齢化などを背景としたごみ集積場の分散化によりごみ集積場の総数は毎年増加しております。これが収集運搬委託料の増加につながっているということが言えます。ごみ自体は若干減ってきていますが、ごみ集積場が増えているということから、収集運搬の経費は上がっています。減量のみでなく、分別のさらなる向上が必要です。現行体制を俯瞰した中で、今の形が果たして持続可能な体制なのかということについては、分別、収集回数などを含めて、今後のあり方を検討する必要があります。最後に収集運搬体制ですが、市民生活、収集運搬業者への影響が大きいという課題があります。

ここを整備した中で、これから 10 年どういう形で施策を展開するかという方向性を記載いたしました。ごみの収集運搬は、今後も安定的な収集運搬体制を維持し、効率化を図っていくためにも、経済性、低炭素化についての視点を持ち、検討していく必要があります。また、収集運搬

体制の見直しを検討するにあたっては、高齢化社会に向けた新たな課題への対応もあわせて検討していく必要があるという形で、今後の方向性を整理させていただきました。前回、具体的に現状、今後の方向性の中で、高齢者へのごみ出し支援という形で記載がありましたが、施策4で高齢者等への支援の充実という章がありますので、そちらで記載するという形で、ここではあえて細かい部分については述べないという形に改めて変えさせていただきました。6-1については、以上のような形で修正をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

- 鈴木循環社会推進課長：引き続き、**資料4**をご覧ください。6-2焼却施設等の更新及び統合になります。現状・課題につきまして、内容は基本的に変えておりませんので、割愛させていただきます。

今後の方向性につきまして、五つの丸で構成しております。一つ目、二つ目につきましては、表現を若干変えたということで、前回ご説明させていただいた内容とほぼ同じです。

三つ目ですが、粗大ごみや不燃ごみ、飲食用缶を処理する破砕・選別施設について、これまで焼却施設の説明、記述だけでしたが、破砕や選別施設は焼却施設に併設しているものが大半ですので、焼却施設とあわせて統合を進めていくということで盛り込まさせていただきました。また、ごみの種類によっては、民間処理が効率的なものもありますので、直営で処理するよりも、民間委託への移行をあわせて検討するような方向性を載せております。

四つ目ですが、施設の廃止により市民が直接持ち込める施設が減るため、これまで廃止した施設と同様、市民サービスの低下がないように自己搬入ごみの受入を行い、処理施設に運搬する中継施設という役割や配置についても検討していきたいと考えております。

五つ目ですが、委員からご意見を頂きましたIoT、AIの活用についてです。現在新田清掃センターでもAIを使った動きというものが始まっており、今後このような技術を活用した運転が動き出してくると思いますので、今後の方向性として記載させていただきました。

前回の資料では今後の方向性として、施設の特性を生かした付加機能の検討を記載しておりましたが、この部分につきまして、施策7と8に記載しておりますので、施策6では削除する形となりました。

施策6の1と2の説明を終わります。

## ■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 施策6 安定かつ効率的な収集体制 質疑・応答

- 山賀会長：前回のご意見をもとに、答申案に近い形で修正いただいたご説明でした。ここまでの説明でご意見やご質問等ありますか。
- 中澤副会長：**資料3**にごみ集積場の増加によって、収集運搬委託料の増加につながると記載してあるのですが、これは収集箇所ですら1件いくらかというようなものですか。それとも、収集したごみの量で委託料は決まっているのですか。
- 塚本廃棄物対策課長：収集エリアを設け、そのエリアの中の収集について、委託料を契約してお支払いしています。その中で、作業をするうえで集積場が増えると、そこで車を停車して、ごみの運搬車に入れるような作業時間が増え、最終的にそれが委託料の増加になります。
- 石本委員：今後の方向性の中で、前回の答申でも高齢化社会に向けた新たな課題の対応を進めるということで同じ文言が入っていましたが、今回の答申の中でどちらかというに入れなければな



らないのは集合住宅が増加し、ごみ収集車が停まらないといけない場所が増えているほうが影響が大きいのではないかという気がします。町がどんどん外へ広がっていくことによって、今のおっしゃっていたエリアの範囲が広がっていくというほうが、むしろ新たな課題というように言ったほうがいいのではないかという気がします。その点はいかがですか。

- 塚本廃棄物対策課長：ごみ集積場が増えていく中でも、やはり大きな要因というのは、集合住宅が建設されるたびに一つのステーションを設けられることは、非常に大きな要因です。高齢化を背景としたものは距離が今まで遠いから、もう少し短い距離でやらないと持っていくのが大変だということから、設置されています。現在、高齢化社会に向けた対応としては、ごみ出し支援という形でやっておりますが、それが本当に持続可能なのかどうかというところが、この収集運搬体制にも影響してくるだろうと思います。言い換えれば、他市でやっているような、特定の条件も必要なのでしょうが、戸別収集を視野に入れていかないと、なかなか難しいのではないかとすることがあり、切り口としては高齢化等の支援もこれからの可能性の一つなのですが、切り分けて収集の部分でも、戸別収集の可能性について検討するという意味で、これは記載されていると理解していただければと思います。
- 石本委員：そうすると、問題点は分散化の話と高齢者の話の二つにまとめられると思います。そこについては、課題で書いてあるので、方向性の部分には特に触れないというような理解でよいですか。
- 塚本廃棄物対策課長：高齢化については、別の章でも章立てしており、そこでまた記載がございますので、単独で方向性を記載するということは予定しておりません。
- 石本委員：前回の方向性で燃やすごみの収集を週3回から週2回に変更と書いてありましたが、今回の修正版には無くなりました。これは何か意図がありますか。
- 塚本廃棄物対策課長：ご意見を頂いた中で、燃やすごみ収集を週2回でいいのではないかという声もいくつか頂いておりましたので、記載させていただいていたのが前回の状況です。それは意見が出たからというだけではなくて、やはり収集回数について、今の形が持続可能なのかという視点ではなく、週2回にしたらどうかというご意見を踏まえて記載しました。もちろん収集回数もさることながら、分別のあり方など、今後10年を考えると今のままで本当にいいのか、やっていけるのかというようなことが、やはりここでは述べられるべきと判断いたしまして、もう少し大きな表現で持続可能な体制を検討するというような表現に変えさせていただいたのが、今回の趣旨です。
- 山賀会長：これから10年後がどうなっているかを考えなければなりませんね。この審議会の中でも時代の変化が激しいので10年間保つのかということも、以前、ご意見が出ていました。引き続き、これからも検討しながら、そのときに合ったような対応をしていくことになると思います。
- 住吉委員：今後の方向性を見て、そのとおりでと思いました。例えば、収集運搬の効率化を図っていくためにも、経済性、低炭素化についての視点を持って検討していくということでした。しかし、それは非常に抽象的なため、検討していくにあたって具体的にどうかというところがもう少し示してもいいのかなと思いました。例えば、収集回数や分類数の強化に関する検討を進めていくとか、何か方向性を入れるほうが、より分かりやすいかなと思いました。
- 塚本廃棄物対策課長：答申案の作成の段階で考えたいと思います。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

施策 7 低炭素社会に向けた処理施設の活用 事務局説明

- 山賀会長：施策 7. 低炭素社会に向けた処理施設の活用について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料 5 をご覧ください。こちらは 7-1 廃棄物エネルギーの利活用、7-2 発電電力の地産地消ということです。現在大きな焼却場として、西区の新田清掃センター、江南区の亀田清掃センターがございます。両方、発電を行っており、今年度から地元の施設で電力を作って、地元で使っていくという形の地産地消を進めています。修正案につきましては、大きく変えておりません。今後の方向性につきましても、廃棄物発電により低炭素社会を進めていくと明記しております。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

施策 7 低炭素社会に向けた処理施設の活用 質疑・応答

- 山賀会長：施策 7 のところもご説明を頂きましたが、今のご説明に対して、ご質問やご意見ありますか。
- 石本委員：課題の中に熱の供給先と書いてありますが、下の今後の方向性では廃棄物発電は利用先を市有施設に限らずという記載になっています。この利用先というのは発電を民間施設でもやってもらうということではなくて、発電したものを供給する先が民間施設という理解でいいですか。利用先という文脈はどちらの意味なのかと思ったので質問しました。
- 鈴木循環社会推進課長：使っていただく先という意味ですので、その辺の表現は修正をして統一します。
- 西條委員：先ほど、別の項目で住吉委員から何か具体例を入れたらいかがかとご意見がありましたが、ここもそうで、熱の供給先を拡大し地域活用や産業振興など、多用途利用に向けた検討を行うと書いてあります。供給先を拡大して地域活用や産業振興という点について、どのように拡大していくのか一つ事例が入っているといいのかなと思いました。
- 山賀会長：今、お考えの事例などはありますか。
- 鈴木循環社会推進課長：様々なご提案は、民間サイドからも頂いておりますが、従来型のプールや温泉だけではなくて、農業園芸みたいなものにその熱を使ってもいいのではないかと考えております。しかし具体的なものを記載するのが厳しいため、このくらいの記載をさせていただければというところです。
- 西條委員：園芸農業という言葉は使わず、「農業が盛んな本市の状況を考えて」といった言葉を入れたらいかがでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：もう少し、一歩前に出たような内容で表現させていただきます。
- 山賀会長：他はいかがでしょうか。

<質問・意見等なし>

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

## 施策 8 大規模災害に備えた体制整備 事務局説明

- 山賀会長：施策 8. 大規模災害に備えた体制整備について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：[資料 6 補足資料](#)をご覧ください。

災害廃棄物処理計画の勉強会で、その概要についてご説明させていただきましたが、そもそものところをご説明させていただきます。

まず、1 「災害廃棄物処理計画」を策定する理由についてですが、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓から、環境省は策定指針を示したうえで、各自治体に災害廃棄物処理計画の策定を促しはじめました。新潟市は、すでに平成 28 年に策定済みで、20 政令市の中で約 7 割にあたる 14 の政令指定都市で作っている状況です。項目 2 は、災害廃棄物対策を一般廃棄物処理基本計画に記載する理由についてです。こちらも勉強会でお伝えしたとおり、環境省が示す一般廃棄物処理基本計画の策定指針で災害廃棄物の対策について基本的な考えを定めるといった位置づけとなっております、そのような旨を記載します。

その下、(2) 他市の記載例ということで、例えば、千葉市では 2 行程度で一般廃棄物の計画に載っています。災害時など、緊急時における相互支援・広域連携等に関する協定を締結している自治体や団体と平常時から意見交換を行うなど、連携を強化するという表現ですが、千葉市は平成 31 年 3 月に災害廃棄物の計画を策定しました。その前の段階での表現となっております。新潟市は、平成 28 年に災害廃棄物の計画をもう策定していますので、それを前提とした考え方をまた後ほど方向性として示させていただきたいと思えます。

新潟市の災害廃棄物対策についてですが、(1) 環境省の指針で示された基本的事項を盛り込んだうえで、地域防災計画などとの整合も図りまして、清掃審議会でご審議いただいて平成 28 年に作り上げました。

(2) 計画の実効性を確保する取り組みですが、① 1 都 8 県を所管する関東地方環境事務所を中心に情報の共有や支援、受援方法の検討などを行い連携を構築していきます。また、② 事前に備えておくべき仮置き場や関係団体との協定締結状況などについて、県との情報共有を随時行ってまいります。そして、計画に基づいて初動対応の備えを充実させることを中心に、今後も取り組んでいくことを説明させていただきまして、前ページの[資料 6](#)にお戻りください。

ここでは、施策 8 大規模災害に備えた体制整備ということで、8-1 としまして、災害廃棄物処理計画に基づく体制整備です。修正の部分を見ていただいて、今後の方向性のところですが、今までも民間団体と協定を結びまして、災害が起きたときに収集運搬や仮設トイレなどの支援や応援の協定を結んでおります。さらにもう少し課題を出しながら、支援体制を広げていこうといったところで、二つ目で記載させていただきました。そして、三つ目ですが、こちらは前回委員の皆さまからもご意見として出ました。随時、処理計画を見直すということはなかなか難しいので、例えば上位計画や並列の計画である地域防災計画やハザードマップを見直す際に、災害廃棄物の計画も見直し検討していくように記載させていただきました。

下の 8-2 の部分につきましては、前回と変えていません。基本的に、今後ごみの処理施設も災害が起きたときに稼働でき、ごみを受け入れられるような施設にしていきたいと記載されております。また、発電による電力利用、さらには防災拠点も考えていくと記載させていただいております。施策 8 につきましては以上です。

## ■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 施策 8 大規模災害に備えた体制整備 質疑・応答

- 山賀会長：基本計画の中では、処理計画に基づく体制と災害時も稼働できる処理施設について述べるということですね。
- 鈴木循環社会推進課長：その二本立てで記載するつもりです。
- 井下田委員：新しいごみ処理施設は、実際にここで述べられている発電所等が全て備わったものが今の技術でできるのでしょうか。そして、そういう新しいものを作るとするといつ頃を目途にして建設するという予定があるのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：施設の技術的な観点ですと、全国を見ても対応できる技術は有しております。施設数につきましては、現在は4施設ございます。施策6でもご審議いただきましたが、今後また人口減少の中でごみ量が減っていくというときに、実際にその4施設で適正なのか施設数についてもご理解いただいたところです。今のところは施設のあり方、数的なものでは、委員の皆さまと共有したと思っております。新施設がいつ、どこに造られるかという話しではまだございません。
- 井下田委員：今までの説明の中で4施設の中で古くなり、機能的には低下していくから2施設にする目標を述べられており、これから建設する予定はあるのだろうと感じたのですがそのようなことはないのですか。
- 鈴木循環社会推進課長：集約していく方向性です。そして、まず集約していこうという考え方と、施設には当然、更新していかなければいけないという耐用年数というものがありますので、そのような時期も迎えているということもあります。新しい施設、更新しなければいけない施設については、災害が起きたときに止めなくてもエネルギーを作れるような技術も入れたいと考えています。
- 山賀会長：施策が8つある中で、先に施策6～8をご審議いただきました。ここからは施策1～5に戻りまして、まず1からご審議いただきます。

## ■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 施策 1 2Rの推進によるごみの減量 事務局説明

- 山賀会長：では施策1. 2Rの推進によるごみの減量について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：[資料7](#)をご覧ください。まず、1. 2Rの推進によるごみの減量についてです。次期計画では、ごみの減量に向けて2Rを優先した取り組みを進めるため、施策1として2Rの推進によるごみの減量をあげました。はじめに、1-1リデュースの推進についてです。現状として、本市の1人1日あたりの家庭系ごみ量は近年横ばい傾向です。第3回の審議会でもご報告しましたとおり、平成30年度は488gでした。現計画の目標は平成31年度に474gとしておりますが、最終目標数値は現時点では達成できない見込みとなっております。また、本市の1人1日あたりのごみの排出量は政令市の中で5番目に多いという実態もあります。ごみの減量に係る国の動向として、令和元年5月31日にプラスチック資源循環戦略が策定され、ワンウェイプラスチックの使用削減の方向性が打ち出されました。プラスチックの削減や循環利用等について世界的な課題で、今後も取り組みが加速していく見込みです。ごみの減量に向け、これまでも関連事業に記載の取り組みを進めてまいりました。

現状を踏まえた課題として、3Rのうちごみの発生や資源の消費をもとから減らすリデュース（発生抑制）について、国は優先度が一番高いと示していることから、さらなる取り組みが必要です。また国のプラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえ、プラスチック類のさらなる減量が必要であると考えています。これらの現状と課題から、今後の施策の方向性とし、家庭系ごみについては、リデュースの取り組みを強化すること。プラスチック資源循環戦略においてワンウェイプラスチックの削減目標が設定されていることから、プラスチックごみに向けた取り組みを拡大していくこと。以上の二つを掲げております。

次のページをご覧ください。1-2 生ごみ・食品ロスの減量についてです。現状として、平成30年度に実施したごみ・資源組成調査の結果、家庭系燃やすごみのうち40.3パーセントが生ごみで、事業系可燃ごみのうち43.7パーセントが生ごみでした。これまでも生ごみの減量については、重要な課題と考えており、家庭系生ごみの減量に向けた施策として、生ごみ減量運動推進事業や生ごみ処理器購入費補助制度を進めました。また、食品ロスの削減については、世界的な課題となっておりまして、日本でも今年度、食品ロス削減推進法が策定されたほか、第四次循環型社会形成推進基本計画や食品リサイクル法の基本方針により、家庭系・事業系ともに2030年度までに2000年度をベースとして半減するという数値目標が設定されています。新潟市でも、事業系食品ロスについて、まず宴会時の食べ残しをターゲットとし、その削減に向けて昨年12月から、料理を提供する事業者と宴会に参加する市民で一体となった20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動を展開しております。課題としましては、さらなるごみの減量に向け、排出されるうち大きな割合を占める生ごみの減量が必須となるため、重点的に取り組む必要があると考えております。また、食品ロス削減推進法などの国の動向を踏まえて、食品ロス削減の取り組みを進める必要があるほか、食品ロスの削減にあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場で取り組む必要があります。これを踏まえて、今後の方向性として、引き続き水切りの推奨や生ごみ処理器の活用などによる生ごみの減量を推進していくこと。二つ目として、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、本市の食品ロス削減推進計画を策定すること。食品ロス削減に向けて市民への行動を促す意識啓発の推進のほか、飲食店などの事業者、関係団体等との連携した取り組みを進めること。以上、三つを示させていただきました。

最後にリユースの推進についてです。市ではリサイクル品の提供事業を実施し、リユースの取り組みを進めています。リサイクル品提供事業とは、関連事業の箇所にも記載のとおり、まだ使うことができる家具などを回収しまして、清掃と軽微な補修を行った後、東区の資源再生センター、西区の新田清掃センター、西蒲区の鎧淵クリーンセンターの3施設で展示しており、抽選で無償で提供している事業です。また、近年イベントでフリーマーケットが開催される機会が多くなっています。その他、民間事業者でリユースの取り組みが進んでいるといったものと考えております。課題としては、3Rのうち国が示す優先度はリユースがリデュースに続き2番目に高く、こちらのほうも進めていく必要があると記載しております。また、民間事業者や市民団体等の動きが活発となる中、さらなる連携が必要であるということで、民間と市民が一体となったといった表現で今後の方向性として示させていただきました。このようにしてリユースの機運を広げていきたいと考えております。以上で施策1の部分を説明させていただきました。

## ■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

## 施策 1 2Rの推進によるごみの減量 質疑・応答

- 山賀会長：施策1についてご説明いただきました。

まず、1-1のリデュースの推進ですが、リデュースという言葉がまだなかなか分かりづらいように思えることもあり、「ごみを出さないください」とか「分別してください」だけでなく、まずごみを出さないライフスタイルに転換していくことが大切だと思います。「ごみを出さないような生活に転換する」という言い方はともかく、まずはごみを出さないようにする取り組みを強化するなど、分かりやすく言ったほうがいいのかと思います。質問やご意見等がありましたらお願いいたします。
- 西條委員：今、会長がおっしゃった部分というのは、意識啓発の推進の中に入っているのでしょうか。リデュースという言葉が私もよく分からないので、それを知ってもらい取り組みというのがおそらく3. 意識啓発の推進にて説明があると思いますが、このような話は意識啓発の中に入っていますか。
- 山賀会長：意識啓発は別にあるのですが、取り組み自体も発生抑制というような固い言葉ではなく、ごみを出さないようにするための取り組みを強化するというような言い回しにしたほうがいいのかと思いました。事務局からもお願いします。
- 長浜環境部長：今後の方向性の一つ目の丸で、家庭系ごみについてはリデュースの取り組みを強化するという記載になっていますが、このリデュースというところを先ほどおっしゃったような分かりやすい表現に直したほうがいいのかというご意見ですね。
- 山賀会長：そうです。
- 鈴木循環社会推進課長：検討させていただきます。
- 阿部委員：1-2の一番下の丸で、飲食店などの事業者、関係団体等と連携した取り組みという、具体的に何かお考えはあるのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：現在、中段の関連事業の中、宴会時の食べきり運動を実施しており提示しております。例えばホテルや居酒屋にこの運動の啓発ポップ、チラシなどを掲示いただいています。予算の関係もありますのでお約束はできませんが、来年度は家庭系、事業系の食品ロスの実態調査をしたいと考えております。それを受けたうえで、また戦略を立て、家庭系への啓発や、事業系への例えば持ち帰りについて保健所など市の内部とも連携を取りながら進めていこうと考えています。
- 阿部委員：私自身も宴会のときについて反省することはあるので、ぜひその辺をよろしくお願いしたいと思います。
- 山賀会長：ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。
- 石本委員：関連事業というのは、市の事業ということですか。市以外の部分も入っていますか。
- 鈴木循環社会推進課長：基本的には市の事業でご理解いただければと思います。
- 石本委員：市としてマイボトルの推奨とか、マイバッグ運動というものをされているという理解でいいですか。
- 鈴木循環社会推進課長：そのとおりです。
- 住吉委員：1-1リデュースの推進のところですが、今後の方向性が「家庭系ごみについては」となっていますが、おそらくリデュースの取り組みは全てにおいて重要です。ですので、リデュースの取り組みを強化し、特に家庭系ごみに強化というような、全部の中で特にこれというよう

にしたほうがいいと思います。現在の記載だと家庭系ごみのみになってしまうので、表現の方法かもしれませんので、これだけ工夫していただければと思います。

- 鈴木循環社会推進課長：承知しました。

## ■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 施策２ さらなる資源循環の推進 事務局説明

- 山賀会長：続きまして、施策２.さらなる資源循環の推進について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：それでは、**資料8**をご覧ください。まず、2-1リサイクルの推進です。次期計画では、現計画に引き続き、さらなる資源循環の推進のため、施策２としまして、さらなる資源循環の推進を掲げました。本市のリサイクル率は、人口50万人以上の都市の中で第2位でありまして、全国平均を大きく上回っているところです。3回目の審議会でも報告しましたとおり、平成30年度のリサイクル率は26.4パーセントであり、現計画の目標は平成31年度で30.9パーセントのため、現時点では目標は達成できない見込みです。現状としましては、ごみ・資源組成調査の結果では、資料に記載のとおり、燃やすごみの中にプラマーク容器包装等のリサイクルが可能な資源物が混ざっていることなど、家庭系・事業系ともにごみに資源物が混在している状況が見受けられます。生ごみのリサイクルとしては、家庭系については段ボールコンポストによる堆肥化や地域の生ごみ堆肥化を実施し、事業系については堆肥化処理を実施しております。事業系ごみについては、平成26年度の新・事業系廃棄物処理ガイドラインの作成により大幅な減量となりましたが、平成27年度以降は可燃ごみ、不燃ごみともに増加傾向にあります。また、先ほど説明したプラスチック資源循環戦略の動きも出てまいります。

現状を踏まえた課題として、家庭系ごみのリサイクルについてさまざまな事業を実施しておりますが、費用対効果の検証や3Rの優先順位を踏まえた施策の整理が必要であること。事業用大規模建築物、これは排出事業者になりますが、こちらへの訪問指導については、条例上の義務づけや訪問指導等で適正な分別やリサイクルを推進しているものの、効果的な減量に至らない状況であることを挙げています。

これらの状況と課題から今後の施策の方向性として、生ごみリサイクルについては、食品リサイクル法の趣旨のもと、リデュースとの整合性や効率性、最新の動向を踏まえつつ推奨していきます。また、事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインに沿った適正処理を促すことで、ごみの減量を推進し、必要に応じてガイドラインの見直しを行うことを考えております。さらに事業者がごみの減量に取り組むための、より効果的な手法を検討してまいります。事業用大規模建築物の適正な分別状況等の確認を行うため、訪問指導を引き続き実施してまいります。最後ですが、国のプラスチック資源循環戦略の趣旨のもと、家庭系ごみ指定袋については、植物由来の材料を入れたバイオマスプラスチックを導入することを検討していくという五つの方向性を挙げさせていただきました。

つづいて2-2、2-3につきましては塚本から紹介させていただきます。

- 塚本廃棄物対策課長：それでは2-2古紙類の分別推進について説明いたします。現状におきまして、平成30年度のごみ・資源組成調査の結果、家庭系燃やすごみのうち12.9パーセント、事業系可燃ごみのうち14.4パーセント、分別が徹底されればリサイクル可能な古紙類がまだ入っ

ている現状です。また、雑がみの禁忌品の混入が多く見られ、例えば洗剤の箱や、ヨーグルトの紙容器など、いわゆるコーティングされているものや、レシートなどの感熱紙と一緒に古紙として雑がみに入っているが故に品質が低いという現状があります。

課題としましては、リサイクル可能な古紙類をごみに混入させず古紙類として排出していただくために、リサイクルの意義について、継続的な広報が必須ということでとらえております。

今後の方向性として、先ほど言ったような禁忌品などが混ざらないような形で出していただくために、分かりやすい分別方法、リサイクル可能な紙類について継続的に周知を図ります。しかし、これまでやってきても現状が変わらないということになると、抽象的な言い方ですが、より強化し、何回も皆さまの視覚に訴えて、これは入れてはいけないということを広報したいと思います。古紙類はリサイクル可能であるというような施策を打たなければいけないと考えております。また、事業系の古紙類の資源化につきましては、焼却場に搬入される際に、古紙が入ってこないよう受付でチェックする取り組みを引き続き継続してやっていきたいと考えております。

続きまして、2-3資源物排出機会の提供です。現状として、ごみ集積場からの収集と回収拠点を設ける拠点回収というやり方を取っておりますし、また民間事業者が自宅から引き取りを行うサービスなども、紹介させていただきながら連携し、多様な資源物の排出機会をご提供させていただいています。この点、二つございしますが、拠点回収としてはペットボトル、乾電池などがありますし、今ほど説明した宅配回収業者との連携というのは小型家電、パソコンなどです。二つ目ですが、古紙類、古布を対象として、集団資源回収事業というものをやっておりますが、これは自治会やコミュニティ協議会など、任意の団体が取り組むリサイクルとして定着しています。また、その実施団体に交付させていただいている奨励金というのは、その団体の活動資金として役立って、それがその地域に還元されているという現状です。

課題としましては、拠点回収は、その場所によって排出量にばらつきがあるということで、どこで何を回収しているのかといった情報提供の充実を図る必要性を考えています。たくさん拠点を設ければ、排出機会は多くなりますが、その分経費もかかります。また的外れな場所に置いているようなところもまだありますので、そういったものは精査しなければいけないという課題を考えています。

今後の方向性として、ごみから資源物へと排出する意識を変える取り組みは当然重要ですから、今後とも資源物として排出しやすい環境整備に努めていかなければいけないと考えております。いわゆるステーション回収だけではなくて、その他の排出場所についても一定程度の確保はしていかなければいけないと考えております。拠点回収や集団資源回収といった資源物を排出する機会の提供につながる事業は継続しつつ、資源物の多様な排出についてはさらなる周知を進め拠点を設けていても周りの方々が認知していただかなければ、それはただの空き箱になってしまいますので、ここでこういうものを集めているといった情報提供をして、何回も視覚的に訴えていくということが必要であると考えております。拠点回収につきましては拠点の配置や回収品目の適正化、例えば場所が本当にそこでいいのかとか、回収品目はそれでいいのかというところです。それから民間事業者が独自に実施する資源物回収との連携をしています。例えば、スーパーのほうで独自に白色トレイやペットボトルなどやっているところです。そこに市の回収ボックスを置くということが現在あるので、そこは整理していきたいと思います。そういったことを考えなが



ら、より効果的な実施ができるよう、拠点回収について今後のあり方を考えるということで方向性を提案させていただきました。

## ■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

### 施策２ さらなる資源循環の推進 質疑・応答

- 山賀会長：施策２.さらなる資源循環の推進についてご説明いただきました。古紙の分別については、ご説明にもあったように、何回も周知していくということでした。意識を変えるということは、一筋縄ではいかないところがありますので、方向性としてはいいのですが、ほかにいい手はないのかなと思いました。この審議とは違うところかもしれませんが、他地域での事例などは何かご存じですか。
- 塚本廃棄物対策課長：雑がみに混入している禁忌品というのが、新潟市だけではなく、ほかの市でも問題となっております。どういう形でそれを除外するかという問題もありますし、中には行政のほうでそれを分別するなどという取り組みをしているところもあるようです。本来、しっかりと分別して出していれば余計な経費をかけなくてもいいので、新潟市がそちらのほうに行くかという、それは少し違うような気がします。例えばごみ百科事典は各ご家庭へ平成 25 年度を最後に配っていない状態です。またこれを配ると、古紙を減らすために、紙をまた刷って、配ってというのは本末転倒ですので、やはりなるべく紙を使わないような訴え方はしたいと思います。そうすると今のようにサイチョプレスや、報道を使ったやり方などがアイデアとしてはあるのですが、これで決定的にそれは解決するという事は至っておりません。逆に皆さまのほうからご意見をいただいて、こんなやり方をしたらどうだということを施策に活かしていかなければいけないとは思っておりますが、やはり意識の植えつけがなければ、分別は進みませんので、ここはしつこいと言われるくらいに何回も啓発をやるスタンスでいくということも考えていきたいと思っています。
- 中澤副会長：若い方は古紙類を燃やすごみではなく、古紙類として出さなくてはという意識はあると思うのですが、結局部屋が狭いとか、置き場がないと思います。実際 1 か月に 1 回の収集日には古紙類は大変多くなっています。だからそういったこともあって、きっと若い方は、燃やすごみとして捨てていることが多いのではないかと思います。だから、リサイクルできるところを周知させることが一番大事だと思います。すぐには実行しない人も多いかと思いますが、やはり市のほうで周知徹底していただいて、やってもらいたいと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：大学生や専門学校生に、直接お話を聞いて、やるとしたらどんなことならできるのかというような生の声を聞きながら、古紙類に限らず、私たちが想像つかないような方法もあるかもしれませんので、まずは声を聞いて、それをその施策に活かしていくという方法は考えなければいけないと考えております。
- 中澤副会長：例えば店のポイントがつくとか、何かメリットがあると古紙類やペットボトルを分別するように傾いていくのではないかと思います。そのようなことも考えていただければと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：参考にさせていただきます。
- 西條委員：古紙類の分別は難しく、分かりにくく、情報が足りないと思います。手元にあるものと言ったら、毎年配られるごみカレンダーですが、そこに足してもらっただけでもだいぶ違うかな

とは思いますが。

- 塚本廃棄物対策課長：既存のツールのスペースを工夫して、そこで情報提供をしたいと思います。
- 西條委員：どこのお宅も、ごみカレンダーが回覧板で入ってきますので、それを冷蔵庫か何かに貼りつけて見ているケースが多いと思います。ごみカレンダーだけは必ず取っておきますから、そこに一言入るスペースがあれば、「古紙類として、このような種類のものはだめです。これは燃やすごみに入れてください。」のようなことが書いてあるといいと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：参考にさせていただきます。
- 井下田委員：SNSを活用し、市役所のほうから発信することはできないでしょうか。
- 塚本廃棄物対策課長：廃棄物対策課であれば、地域で行う清掃活動などを主催した場合について、その情報を発信しております。
- 井下田委員：SNSは短い文書の中でしなければならぬので、目に入ると印象に残ります。現在困っているもの、例えば「ヨーグルトの箱は燃やすごみに出しましょう」のようなことを一日ひとつ発信し続けて、SNSで載せていったら、割りと目につくことが多いのではないかと思います。そんな長い文書でなくていいので、そのようにして啓発していくことも一つの手なのではないかと考えました。
- 塚本廃棄物対策課長：ありがとうございます。
- 西條委員：ちなみにそれは何を見たらいいですか。ツイッターか何かですか。
- 塚本廃棄物対策課長：フェイスブックです。
- 西條委員：まずフェイスブックやっているという告知をしなくてはいけないわけですね。何年くらいやっていますか。
- 塚本廃棄物対策課長：最近始めたのではなくて、そこそこやっておりますが、もう少し存在自体もPRしながら進めてまいりたいと思います。
- 山賀会長：古紙類の分別についてはどちらかというと市民への呼びかけが主ですが、事業者のほうへの呼びかけはいかがでしょうか。私は購読している新聞の折り込みで、新聞なのか、チラシなのか分からないことがあったりします。事業者による紙の違いの表記や分別を促すような事例みたいなものはありますか。
- 塚本廃棄物対策課長：排出者が事業者ということで理解してよろしいですか。
- 山賀会長：いいえ、市民がごみを出すときに紙の種類が分かるような表記をしていることや、印刷物を出す人たちに対して、自治体から何かしら働きかける取り組みをしている例はありますか。
- 塚本廃棄物対策課長：それはやったことがないです。つまり、「これは古紙回収適用物です」と書いてあるようなことですよね。
- 山賀会長：インクの種類などの表記があったりしますが、そのようなイメージです。新潟市はおそらくやったことがないかと思いますが、他地域ではいかがですか。
- 塚本廃棄物対策課長：私もいくつかの政令市の会議に出たことがありますが、初めてお聞きしましたので、もしかしたらやっているところがあるかもしれませんが、情報収集に努めてみたいと思います。
- 山賀会長：情報収集していただければと思いますので、よろしくお願ひします。
- 住吉委員：2-3資源物排出機会の提供というところを見ていたのですが、これは書き方として現状や課題があつて、課題は問題点だと思います。問題点の原因と要因があつて、今後の方向性

というのは、その対策の示唆という流れで見たのですが、場所により排出量にばらつきがあるのはどのような問題点になるのか疑問に思いました。あとは先ほど、説明の中では適正ではない排出方法というところも入っていたので、この中の問題点をより詳しく出していかないと、今後の方向性として排出しやすい環境整備と多様な排出方法がどこにどうつながるのかが、分かりにくく感じたのですが、もう少しその点について教えていただければと思います。

- 塚本廃棄物対策課長：市もジレンマがありまして、数が多ければ、排出する立場の市民の皆さまは、その分機会が増えるので、その機会を提供するという意味では意義があることだとは思っています。しかし、ばらつきという言葉が適切だと思いましたが、収集量がほとんどないような場所もあるということが、実は課題として認識しています。原因として考えられるのは、合併前から旧市町村単位でやっていた部分で、きめ細かくやっていたのですが、その中で一部、月に換算しても、本当に取りにいく必要があるのかというくらいの収集量の拠点があるということが実態としてありますし、それを多いところと少ないところという意味で、ばらつきという表現をしましたが、正確に言えば収集量がほとんどない拠点もあるということです。

適正な置き場所ということもあることから、一定の拠点を設けることは必要ですが、その中身をもう少し精査しなければいけないということが、実は今後の施策の方向性として、私たちがやりたかったところです。その部分で表現が適切でない部分についてはご指摘いただいて、修正の方向で考えていきたいと考えております。

### 3. その他

- 山賀会長：施策3～5が残っておりますので、これは次回の審議とさせていただきます。それでは、これもちまして終了いたします。